○総務省告示第二百三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の六第二号(5)及び(7)並びに第五号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号（ＡＴＣＲＢＳの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

総務大臣　片山　善博

第二項に次の一号を加える。

3　国際民間航空条約第十附属書第八十五改訂の条件を満足する無線設備にあつては、モードＡ及びモードＣの質問信号P_1の二・〇±〇・一五マイクロ秒以前にS_1パルスが検出されたときは次の条件を満足すること。

㈠　信号検出しきい値を上回るパルスS_1及びパルスP_1の場合、ＡＴＣトランスポンダの応答動作が抑圧されること。

㈡　信号検出しきい値と同等のパルスP_1及び信号検出しきい値と同等のパルスS_1の場合、モードＡ及びモードＣの質問に対する応答が十パーセントを超えないよう、ＡＴＣトランスポンダの応答動作が抑圧されること。

㈢　信号検出しきい値と同等のパルスP_1及び信号検出しきい値から三デシベル低下した値のパルスS_1の場合、ＡＴＣトランスポンダはモードＡ及びモードＣの質問に対して少なくとも七十パーセント以上応答すること。

㈣　信号検出しきい値と同等のパルスP_1及び信号検出しきい値から六デシベル低下した値のパルスS_1の場合、ＡＴＣトランスポンダはモードＡ及びモードＣの質問に対して少なくとも九十パーセント以上応答すること。

注1　抑圧動作は、パルスS_1及びパルスP_1の検出によるものであり、パルスP_2又はパルスP_3の検出は必要としない。

注2　パルスS_1の振幅は、パルスP_1の振幅よりも小さいものであること。

注3　この条件は、パルスS_1がインターモード質問の前に配置される場合、モードＡ及びモードＣのみに対応するトランスポンダに対しても適用する。

別図第二号中「様式番号４又は様式番号20の選択質問に対する応答」を「様式番号４又は20の選択質問に対する応答」に、「様式番号５又は様式番号21の選択質問に対する応答」を「様式番号５又は21の選択質問に対する応答」に、

「

17	10001	（注４）		（注２）	機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合
↑	↑	↑	↑	↑	↑
↑	↑	112ビット	↑	↑	↑
↑	↑	← 24ビット →← 56ビット →← 24ビット			↑
17	10001	（注４）		（注２）	機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合
↑	↑	↑	↑	↑	↑
↑	↑	112ビット	↑	↑	↑
↑	↑	← 24ビット →	← 24ビット		↑
18	10010	（注４）		（注２）	拡張スキッタ
↑	↑	↑	112ビット	↑	ノントランスポンダ
19	10011				拡張スキッタ
↑	↑	112ビット			軍用

」

に改める。

別表中「(注)」を「(注１)」に、

「注　拡張メッセージとは、様式番号24のデータブロックを２以上連続したものをいう。　」を「注１　拡張メッセージとは、様式番号24のデータブロックを２以上連続したものをいう。

注２　ＳＩ能力を有するＡＴＣトランスポンダの応答能力には、接尾辞として「ｓ」を付すこと。」

に改める。

○総務省告示第二百四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の十一第一号イ(4)及び第二号イ(4)の規定に基づき、平成二年郵政省告示第五百七十四号（ＡＣＡＳの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

総務大臣　片山　善博

第二項第１号中「Ｉ」を「it」に、「P(i)」を「p(i)」に、「NA」を「n_a」に、「M(i)」を「m(i)」に、「K」を「k_r」に、「NB」を「n_b」に、「NC」を「n_c」に、「モードＣ一括」を「モードＡ／Ｃ」に改める。

別表中「NA」を「n_a」に、「K」を「k_r」に、「ＦＲ」を「f_r」に、「モードＣ」を「モードＡ／Ｃ」に改める。

○法務省告示第二百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日

法務大臣　江田　五月

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
マイコー株式会社	岡山県高梁市原田南町九百三十九番地の一	機械加工

二　対象となる者　平成二十三年五月三十一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日

法務大臣　江田　五月

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
協同組合播州織総合準備センター	兵庫県西脇市鹿野町百六十二番地	織布運転

二　対象となる者　平成二十三年五月三十一日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百七十四号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日

法務大臣　江田　五月